

姫路市保育士等定着支援一時金給付事業の概要

この事業は、保育業務に専従する者として市内の私立保育所及び認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に一定の期間勤続する保育士及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）に対し、一時金を給付することにより、市内の私立保育所等への就職を促進し、保育の提供に携わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童の解消につなげることを目的としています。

1 対象

次のすべての要件に該当する保育士等を対象とします。

- (1) 平成 31(2019)年 1 月 1 日から令和 4 (2022)年 3 月 1 日までに、市内の私立保育所等に直接雇用され、保育業務に専従する保育士等として新たに勤務を開始し、同一の保育所等（当該保育所等の設置者が市内に設置する他の保育所等を含む）で継続して働く意思のあること。
- (2) 保育所等の設置者との雇用契約上、その労働時間が一日につき 6 時間以上かつ一月につき 20 日以上（それと同等の勤務条件であると市長が特に認める場合を含む）と定められていること。
- (3) 勤務中の保育所等に保育業務に専従する保育士等として就職した日から過去 1 年以内に、市内の他の保育所等で保育士等として勤務したことがないこと。
- (4) 過去に当該事業による一時金の交付を受けていないこと。（前年度から引き続き対象となっている者を除く。）

2 一時金の額

採用後 3 年間（36 か月間）で合計 72 万円を、次のとおり年度ごとに保育士ご本人名義の口座に振り込みます。

・各年度の支給額 年度内の勤務月数 × 2 万円（最大 24 万円）

※但し、勤務が 1 か月に満たない月は「勤務月数」に含みません。

例) 令和元年6月10日から勤務を開始した場合、6月の勤務は1か月に満たないので、令和元年度の一時金は7月から翌年3月までの9か月分18万円を支給します。

年度ごとの支給額の内訳は次のとおりです。

令和元(2019)年度(7月～翌年3月の9か月分)	18万円
令和2(2020)年度(12か月分)	24万円
令和3(2021)年度(12か月分)	24万円
令和4(2022)年度(6月分までの3か月分)	6万円
	計72万円

- ・ **転入者加算** 就職するにあたり市外から転入された場合は、**初年度の支給時に5万円を加算**します。

勤務年数	支給金額(年額)	転入者加算
1年目	240,000円	50,000円
2年目	240,000円	/
3年目	240,000円	
合計	720,000円	

3 申請手続 ※年度ごとに申請が必要です。

提出要領

(1) 一時金の交付を受けようとする保育士等(交付対象保育士)

次の書類①～⑥を、勤務している保育所等に提出してください。

- ① 姫路市保育士等定着支援一時金交付申請書(様式第1号) * 1
- ② 保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し * 2
- ③ 経歴書(様式第3号) * 3
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 住民票の写し(転入者に限る。) * 4
- ⑥ その他必要と認める書類 * 5

* 1 交付申請書は、初年度用と次年度以降用(様式第2号)があります。

* 2 両方所有されている場合は、両方の写しを提出してください。

2年目以降の申請では、②については前回提出時と変更がない場合、省略することができます。

* 3 勤務履歴がある場合は、別に指定する書類「在職証明書」(前勤務先が証明するもの)を必ず添付して下さい。

* 4 就職するにあたり市内に転入した転入者加算対象者のみ必要です。

* 5 その他、必要書類の提出を求めることがあります。

(2) 保育所等の設置者

次の要領で市に提出してください。

- ・ 交付対象保育士等について雇用証明書（様式第 5 号）を作成。
- ・ (1)で提出された交付申請書等と雇用証明書を取りまとめる。
- ・ 姫路市保育士等定着支援一時金交付申請書取りまとめ票（様式第 6 号）* 6 を添えて、提出。

* 6 初年度申請用と次年度以降申請用（様式第 7 号）があります。

提出時期

- ・ 初年度 勤務を開始した日の属する月の末日まで
(但し、4月1日採用は5月31日まで)
- ・ 次年度以降 各年度5月末日まで
例) 令和元(2019)年6月10日から勤務を開始する場合は、
令和元年度については6月末日までに、
令和2(2020)～4(2022)年度については5月末日までに、
申請書類を提出してください。

提出先

姫路市こども政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2738 FAX 079-221-2914

4 交付決定

提出された申請書の審査を行い、一時金の交付の可否を決定し、勤務する保育所等を通じて、「姫路市保育士等定着支援一時金交付可否決定通知書（様式第 8 号）」により通知します。

※申請の内容に変更が生じた場合は、姫路市保育士等定着支援一時金変更交付申請書（様式第 10 号）により、勤務する保育所等を通じて速やかに報告してください。

5 実績報告、請求

一時金の交付決定を受けた年度末の実績報告と併せて、請求書を提出してください。

提出要領

- (1) 姫路市保育士等定着支援一時金実績報告書（様式第14号）に必要事項を記入し、勤務している保育所等の証明をもらってください。
※ 書類作成日は3月31日付けで、また書類には申請書等に押した印鑑を使用してください。
- (2) 保育所等の設置者は、就労内容について証明のうえ、交付決定保育士等に返却してください。
- (3) 姫路市保育士等定着支援一時金請求書（様式第15号）に、請求する保育士等本人名義の振込口座等必要事項を明記し、申請書等で使用した印鑑を押してください。
- (4) 次の書類を市に提出してください。
 - ・ 姫路市保育士等定着支援一時金請求書（様式第15号）
 - ・ 姫路市保育士等定着支援一時金実績報告書（様式第14号）
 - ※勤務する保育所等の証明済のもの
 - ・ 姫路市保育士等定着支援一時金交付可否決定通知書の写し
 - ・ 姫路市保育士等定着支援一時金交付決定変更通知書の写し（姫路市保育士等定着支援一時金交付決定変更通知書による通知を受けた場合、可否決定通知書の写しと併せて両方）

提出期限

翌年度4月15日まで

注意事項

※ 実績報告書の内容を確認した結果、交付決定額全額を支給できない場合があります。その場合、勤務する保育所等を通じて該当保育士等に通知し、変更交付申請の提出及び請求書の再提出（変更後の交付決定金額で請求）を求めることとなります。

6 支払い

支給方法

請求書で指定された保育士等本人名義の口座へすみやかに支払い、勤務する保育所等を通じて、支払通知を送付します。

支給時期

翌年度5月上旬予定

7 交付決定の取消し等

虚偽の申請・報告があると判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、また既に一時金が交付されている時は、期限を定めて一時金の返還を命じることがあります。

8 その他注意事項

- (1) この一時金は税法上の雑所得に区分されますので、申告の詳細は **姫路税務署 (079-282-1135)** にお問い合わせください。

確定申告の支払を証する資料は、「姫路市保育士等定着支援一時金支払通知書」を添付してください。

- (2) この一時金は保育士・保育教諭本人に支給されるものです。施設の負担を軽減するものではありません。定着支援一時金の趣旨をご理解いただき、本事業を適正にご活用ください。